

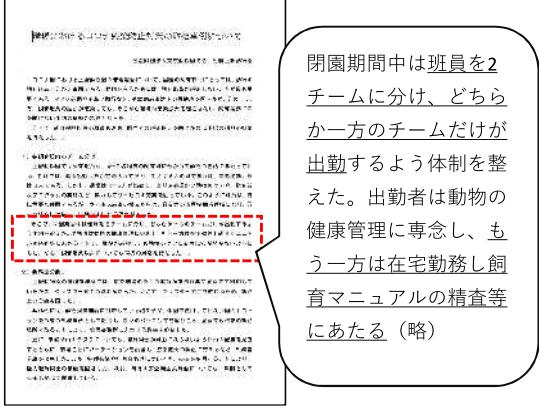
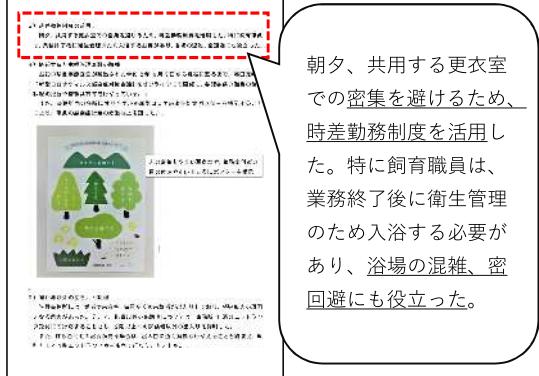
職場における感染防止対策の実践例

～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するため、「取組の5つのポイント」の実施状況を確認しましょう。
- 未実施の事項がある場合には、この冊子の「職場における感染防止対策の実践例」を参考に職場の対応を検討の上、実施してください。

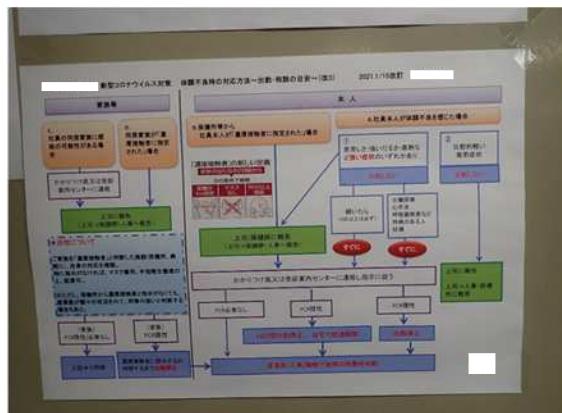
実施できていれば ✓	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

チェックポイント①：テレワーク・時差出勤等を推進しています。

項目番号	取組	写真	概要	備考				
1-1	テレワークや交替制勤務の導入	<table border="1"> <tr> <td>導入前の状況</td><td>約3000人が一齊に来社するため、作業場や事務所などでは人が密集中する場面があった。</td></tr> <tr> <td>導入後の状況</td><td> <p>① 1週間毎の交代制勤務の導入 ② 7:00～16:00（1直）、16:00～1:00（2直）の交替制勤務の導入 ③ リモートワークの拡大 ④ 自宅待機（1部業務による）</p> <p>以上により1度に出社する人数を最大でも約1800人まで減らした。さらに執務場所も分散することで、作業場や事務所、会議室での密集を回避している。</p> </td></tr> </table>	導入前の状況	約3000人が一齊に来社するため、作業場や事務所などでは人が密集中する場面があった。	導入後の状況	<p>① 1週間毎の交代制勤務の導入 ② 7:00～16:00（1直）、16:00～1:00（2直）の交替制勤務の導入 ③ リモートワークの拡大 ④ 自宅待機（1部業務による）</p> <p>以上により1度に出社する人数を最大でも約1800人まで減らした。さらに執務場所も分散することで、作業場や事務所、会議室での密集を回避している。</p>	1週間毎の交替制勤務の導入、2交替制勤務の導入、リモートワークの拡大、自宅待機（1部業務による）により、一度に出社する人数を大幅に減少させた。	株式会社 IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 瑞穂工場（製造業）
導入前の状況	約3000人が一齊に来社するため、作業場や事務所などでは人が密集中する場面があった。							
導入後の状況	<p>① 1週間毎の交代制勤務の導入 ② 7:00～16:00（1直）、16:00～1:00（2直）の交替制勤務の導入 ③ リモートワークの拡大 ④ 自宅待機（1部業務による）</p> <p>以上により1度に出社する人数を最大でも約1800人まで減らした。さらに執務場所も分散することで、作業場や事務所、会議室での密集を回避している。</p>							
1-2	テレワークを活用した感染防止及び事業継続のためのリスク回避		飼育員の班員の役割（出勤組、在宅勤務組）を明確にし、班員同士の接触を必要最小限にすることにより濃厚接觸による感染のリスクを減少とともに、感染者が発生した場合の影響を最小限に留め、動物のケアに穴が空かないような体制を構築した。	公益財団法人 東京動物園協会 恩賜上野動物園（接客娛樂業）				
1-3	時差勤務制度を活用した「密」の回避		時差勤務制度を活用することにより、更衣室や勤務終了後の浴場での混在や「密」の回避により、感染リスクの減少を図った。	公益財団法人 東京動物園協会 恩賜上野動物園（接客娛樂業）				

1-4	在宅勤務の推進	なし	<p>感染者が多い地域の営業所については積極的に在宅勤務を推進。</p>	トライス株式会社 本社工場（製造業）
1-5	テレワーク及びオンライン会議の推進		<p>出社が必要な業務以外は、極力テレワークを推奨。</p> <p>また、オンライン会議用の個人ブースを事業場内に設置することで、対面での会議からオンラインでの会議実施を推奨している。</p>	第一三共株式会社 品川研究開発センター（教育研究業）

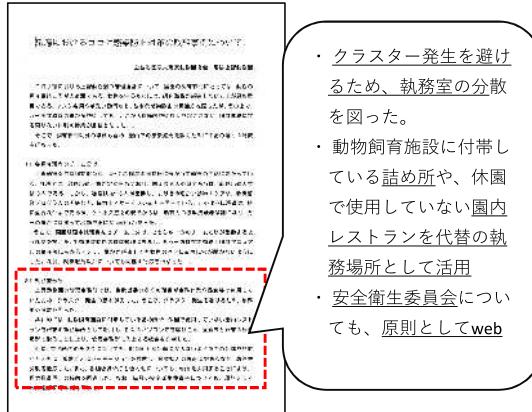
チェックポイント②：体調が優れない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。

項目番号	取組	写真	概要	備考
2-1	現場入口へのサーモカメラの設置による体調確認		多数の関係請負人が出入りするため、自動で入場者の検温ができるサーモカメラを配置して、発熱者の入場を禁止している。	戸田建設株式会社 名古屋支店（建設業）
2-2	体調不良の際の休暇取得の推進	なし	<p>毎日の検温の実施。検温の結果、37度以上の場合は出勤前に事業場に連絡の上、休業するようにしている。</p> <p>また、同居の家族に体調不良者がいる場合も同様に取り扱っている。</p> <p>休業させるに当たっては、新たに公休制度（9割補償）を設け、公休を使って休業するか、もしくは年次有給休暇を取得して休業するか選択制としている。</p>	トライス株式会社 本社工場（製造業）
2-3	体調不良時の行動フロー図の作成・周知		労働者が体調不良を感じた場合や保健所等から濃厚接触者に指定された場合の行動フローを作成し、周知することで、体調が優れない労働者が気兼ねなく休むことができる環境をつくっている。	

チェックポイント③：職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行って
います。

項目番号	取組	写真	概要	備考
3-1	執務室にパーテーションを設置		飛沫感染の防止のため、執務室にパーテーションを設置した。	
3-2	施設入所者と密着する作業を行う際のゴーグルの着用		入所者に密着して作業を行う際に、マスクの着用に加え、飛沫感染を防止するためゴーグルを着用することとした。	医療法人仁泉会 介護老人保健施設せみねの丘（社会福祉施設）

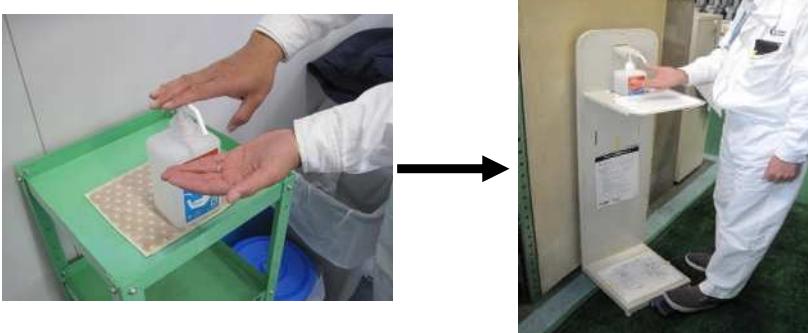
3-3	休憩室へのビニールカーテンの設置		<p>休憩所では労働者が向かい合わせになるため、テーブルの中央に天井からテーブルまでビニールカーテンを垂らして、向かい合せの者同士の飛沫がかかるないように配慮している。</p>	戸田建設株式会社 名古屋支店（建設業）
3-4	アラームを活用した定期的な換気の実施		<p>30分ごとに2分間の換気を行うことをルール化し、着実に実施するため職場にアラームを設置した。</p>	株式会社 IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 瑞穂工場（製造業）
3-5	社員食堂で利用者の間隔を確保（座席の間引き、一方向化）		<p>「対面式」で261席あった社員食堂の座席を間引き、「一方向」で102席に変更し、食堂利用時の感染リスクの低減を図った。</p>	

3-6	社員食堂で利用者の間隔を確保 (並ぶ際の間隔の確保)		<p>社員食堂の利用待ちの際、入り口近くに密集して並んでいた状況を改善するため、床に2メートル間隔でテープを貼り、テープに沿って待つことにより、利用待ちの際の「密」を回避した。</p>	
3-7	事務室の分散、オンライン会議の活用による感染防止		<p>複数部署の多くの職員が事務作業や昼食等で利用していた管理事務所におけるクラスター発生を未然に防止するため、執務室の分散を図るとともに、オンラインにより安全衛生委員会を開催することにより、職員同士の接触によるリスクの減少を図った。</p>	<p>公益財団法人 東京動物園協会恩賜上野動物園（接客娛樂業）</p>
3-8	ZOOMを活用した安全衛生協議会の開催		<p>多数の関係事業者（18社）が参加する安全衛生協議会をZOOMを活用し、オンラインにて開催し、「3密の回避」により感染リスクの減少を図った。</p>	<p>株式会社 佐藤渡辺東京営業所（建設業）</p>

3-9	空気清浄機や加湿器の活用による換気の悪い密閉空間の防止		<p>空気清浄機や加湿器の活用により、換気の悪い密閉空間とならないようしている。</p>	<p>佐藤・池原建設工事共同企業体 東電原町作業所（原町発電所新導水路建設ならびに関連除却工事）（建設業）</p>
3-10	朝礼時の立ち位置を明示することによる労働者の距離の確保		<p>朝礼時に労働者の立ち位置を明示することにより、労働者間の一定の距離を確保した。</p>	<p>株式会社 植木組（建設業）</p>
3-11	ロッカールームの増設による「密」の回避		<p>デイサービス担当職員用にロッカールームを増設することで、職員間の距離の確保等、密にならない工夫を行った。</p>	<p>社会福祉法人 広島県同胞援護財団 可部南静養園（社会福祉施設）</p>

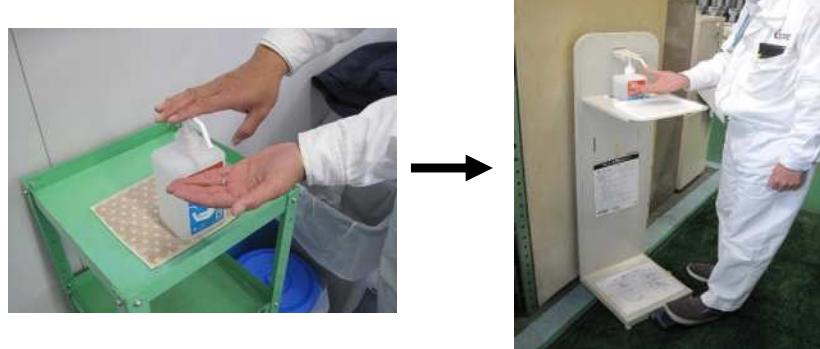
3-12	車両への感染対策ビニールシートの設置		<p>労働者が使用する車両に感染対策ビニールシートを設置し、通常5人乗りである車両でも3人に乗車人数減らすこと、密の回避を図っている。</p>	<p>南建設株式会社（建設業）</p>
3-13	エレベーターの床への足形の表示		<p>エレベーターの床に足形を表示することで、職員間の距離を確保し、対面を避けるようにすることで密にならないようにしている。</p>	<p>日本郵便株式会社 長野東郵便局（通信業）</p>

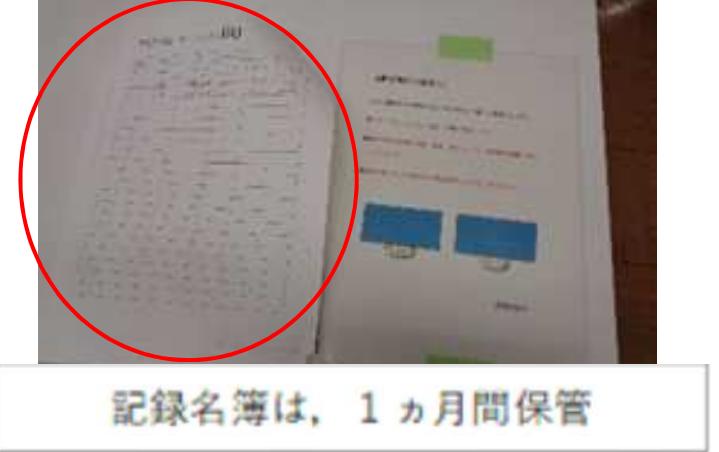
チェックポイント④：休憩所、更衣室などの”場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。

項目番	取組	写真	概要	備考												
4-1	従業員出入口に設置の消毒液を足踏み式に変更		従業員出入口に設置していたプッシュタイプ式の消毒液を足踏み式に変更し、接触リスクの低減を図った。													
4-2	昼休みの時差取得	<p>(1) 勤務形態 1週ごとに1直、2直を交替する。</p> <table border="1" data-bbox="617 714 1325 888"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>就業時間</th><th>休憩時間</th><th>労働時間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1直</td><td>7:00 ~ 16:00</td><td>① 11:00 ~ 12:00 ② 11:30 ~ 12:30</td><td>8.0Hr</td></tr> <tr> <td>2直</td><td>16:00 ~ 1:00</td><td>① 20:00 ~ 21:00 ② 20:30 ~ 21:30</td><td>8.0Hr</td></tr> </tbody> </table> <p>※休憩時間の3密回避のため、時間帯を二つに分けることとする。</p>	区分	就業時間	休憩時間	労働時間	1直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00 ② 11:30 ~ 12:30	8.0Hr	2直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00 ② 20:30 ~ 21:30	8.0Hr	休憩時間の3密回避のため、休憩時間帯を2つに分けることとした。	株式会社 IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 瑞穂工場（製造業）
区分	就業時間	休憩時間	労働時間													
1直	7:00 ~ 16:00	① 11:00 ~ 12:00 ② 11:30 ~ 12:30	8.0Hr													
2直	16:00 ~ 1:00	① 20:00 ~ 21:00 ② 20:30 ~ 21:30	8.0Hr													
4-3	社員食堂で利用者の間隔を確保（座席の間引き、一方向化）		「対面式」で261席あった社員食堂の座席を間引き、「一方向」で102席に変更し、食堂利用時の感染リスクの低減を図った。	※再掲（取組3-5）												

4-4	懇親会の開催を控えるなど、「感染が高まる『5つの場面』」を避けるための取組の実践	<p>その他の取り組み内容</p> <p>① 生徒たとえもに山田の勤務に新規就業者、外賓での会食など想される私設での飲食を中止して下さい。</p> <p>② 更衣室使用によるお手洗いが多いため、当社は私設での飲食を中止して下さい。また、自宅で用意する限りの手を清潔にして下さい。これにより、飲食を控えて外食の機会を減らすことにも期待</p> <p>③ 休憩時間として社内懇親会を中止いたしました。これにより、休憩中の外食機会を減らすことにも期待</p> <p>④ マスク着用で入室ながい際には、はんこしで着脱カラタマスクを購入し、無事で社員へ配布して下さい。</p> <p>⑤ 外出が控えず又多くの場合は、はんこしで着脱カラタマスクを購入し、無事で社員へ配布して下さい。</p>	<p>従前開催していた社内懇親会を中止したため、この費用により社員へ <u>1人あたり新米5kgを配布</u>（これにより、独身者の外食機会を減らすことにも期待）</p>	<p>感染防止の観点から、感染リスクが高い「飲食の場」である社内懇親会の開催を控えるとともに、外食の機会を減らすことを目的として、懇親会に使用する予定であった費用を用いて社員に新米5kgを配布するなど、会社が率先して「感染リスクが高まる『5つの場面』」を避けるための取組を実践した。</p> <p>理研計器株式会社（製造業）</p>
4-5	休憩室の時間差での利用		<p>休憩室の三密の防止のため、休憩時間を複数のグループに分けている。</p>	<p>鹿島建設株式会社東京建築支店 順天堂大学キャンパス・ホスピタル再編事業 (仮称) 新研究棟建設計画工事（建設業）</p>

チェックポイント⑤：手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

項目番号	取組	写真	概要	備考
5-1	肘を使って開くことができるドアノブ		複数人が触るドアノブにアタッチメントを取り付け、手のひらで直接触ることなく、肘を使ってドアを開くようにすることで、接触リスクの低減を図った。	ジャヤトコ株式会社（製造業）
5-2	従業員出入口に設置の消毒液を足踏み式に変更		従業員出入口に設置していたプッシュタイプ式の消毒液を足踏み式に変更し、接触リスクの低減を図った。	※再掲（取組4-1）
5-3	施設の入口への非接触型体温計、入場者名簿の設置		外部の方からの感染を防止するため、来所者に非接触型体温計による検温と入場者名簿への氏名の記入を求めている。 なお、物品販売業者等については、施設内ではなく、正面玄関での対応としている。	医療法人仁泉会 介護老人保健施設せみねの丘（社会福祉施設）

5-4	多くの人が触れる箇所の定期的な消毒		<p>自動販売機のボタン、コピー機のボタン、ドアノブ、階段の手すりなどの多くの人が触れる箇所について、担当者を決め、定期的に、アルコール除菌剤にて拭き取り消毒を実施している。</p>	<p>株式会社 IHI 航空・宇宙・防衛事業 領域 瑞穂工場（製造業）</p>
5-5	食堂の使用者記録名簿の作成		<p>クラスター発生時に濃厚接触者を把握できるよう、食堂テーブルごとに使用者記録名簿を配置し、使用した労働者に記入を求めている。</p>	<p>株式会社 IHI 航空・宇宙・防衛事業 領域 瑞穂工場（製造業）</p>

5-6	新型コロナウイルス対策についてのリスクアセスメントの実施		<p>職場の新型コロナウイルス対策について、リスクアセスメントを実施した上で体系的にとりまとめ、職場内で周知を行った。</p>	<p>株式会社 IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 瑞穂工場（製造業）</p>
5-7	執務室にパーテーションを設置		<p>飛沫感染の防止のため、執務室にパーテーションを設置した。</p>	<p>※再掲（取組3-1）</p>

5-8	足で開閉できるドア（引き戸）		<p>複数人が触るドア（引き戸）の取っ手を介した感染を防止するため、ドアの下部に金具を設け、足でドアを開閉できるようにすることで、接触リスクの低減を図った。</p>	
5-9	非接触型の体温測定器による体調確認の実施		<p>現場事務所に非接触型の体温測定器を導入し、日々の体温測定等の感染対策を実施。</p>	丸勘建設株式会社（建設業）
5-10	手洗い場の新設による手洗いや手指消毒等の感染防止対策の推進		<p>手洗い場を増設し、手洗い等の基本的な感染防止対策の取組を推進した。</p>	株式会社日本アクセス 八戸オフィス（商業）

5-11	マスク等のゴミを通常のゴミと分別して管理		マスク等のゴミを通常のゴミと分別して管理することで、廃棄をする際にマスク等への接触による感染のリスクを低減した。	株式会社日本アクセス 八戸オフィス（商業）
5-12	ごみの処理の際に使い捨て手袋を使用		事務所等のごみの処理の際、使い捨て手袋を使用することで接触感染のリスク低減を図った。	佐藤・池原建設工事共同企業体 東電原町作業所（原町発電所新導水路建設ならびに関連除却工事）（建設業）

5-13	物品の共用による接触感染を防止するための取組		<p>来客者が共用で使用する筆記用具、スリッパ等の備品について、使用後の消毒を徹底するとともに、消毒済みのものと使用済みのものが混同しないよう、場所を区画して配置。</p>	<p>株式会社イワタ みどり工場（製造業）</p>
5-14	足で開閉できるドアノブ		<p>複数人が触るドアノブに直接触ることなく、足を使ってドアを開くようにすることで、接触リスクの低減を図った。</p>	<p>齊藤建設株式会社 函館新外環状道路 函館市滝沢中央改良工事（建設業）</p>

5-15	腕・肘で開くことができるドアノブ		<p>複数人が触るドアノブを「感染症対策防止ノブフック」にして腕・肘で開けることが出来るように工夫することで、接触リスクの低減を図った。</p>	<p>株式会社高木組 函館江差自動車道 北斗市茂辺地改良工事（建設業）</p>
5-16	会議室入口には消毒済みの掲示		<p>複数人が使用するにおいて、消毒済であることを明示することで、備品の共用等を避けるよう工夫した。</p>	<p>エフコープ生活協同組合筑豊支所（その他の事業）</p>

5-17	蛇口を「手の甲」で開閉できるアタッチメント		<p>接触感染を防止するため、各所手洗い場の蛇口にアタッチメントを取り付けて、「手の甲」で開閉できる方式に変更した。</p>	帝人コードレ株式会社 島根工場（製造業）
5-18	フットペダルで操作可能な蛇口		<p>工場事務所入口に設けた手洗い場において、フットペダルを使用して、蛇口に触れることなく手を洗うことができるようにして、接触リスクの低減を図った。</p>	株式会社津田化洗工業（造船業）

5-19	階段付近の自動手指消毒器設置		<p>階段の手すりに触れる際に階段付近の自動手指消毒器を使用することで、複数人が触る箇所を原因とした感染リスクの低減を図っている。</p>	株式会社中部プラントサービス 浜岡総括事業所（建設業）
5-20	手洗い設備の設置		<p>建設工事現場に、水槽用ヒーター等で水タンクを保温することによって温水が出るように工夫した手洗い設備を設置し、寒冷期の屋外であっても労働者が手洗いしやすいように配慮している。</p>	大伸土木株式会社（建設業）

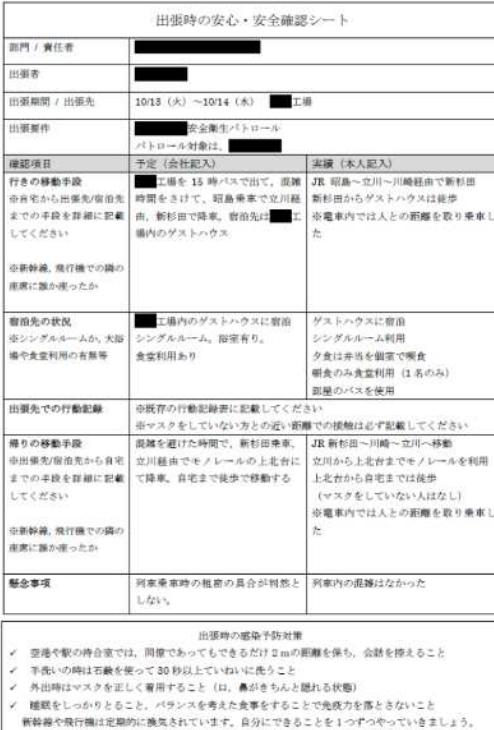
5-21

ペーパータオルを使用したトイレの手洗設備の使用ルールの見える化

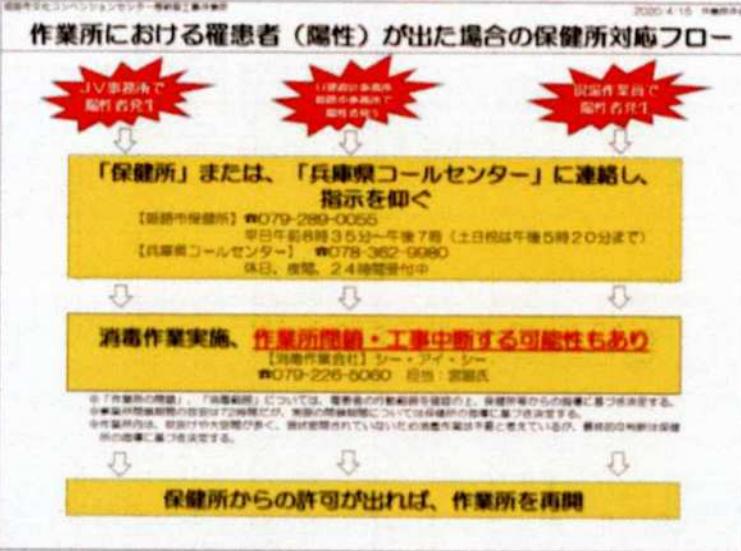


トイレの手洗い設備の蛇口を介した接触感染、ドアの取っ手を介した接触感染を防止するため、ペーパータオルを用いて蛇口やドアの取っ手、ゴミ箱に手を触れずにトイレから退室するルールを写真を用いて「見える化」し、接触による感染リスクの減少を図っている。

チェックポイント⑥：その他

項目番号	取組	写真	概要	備考
6-1	出張時の感染予防対策を徹底するためのルール化	 <p>出張時の安心・安全確認シート</p> <p>部門 / 責任者: [REDACTED] 出張者: [REDACTED] 出張期間 / 出張先: 10/13 (火) ~ 10/14 (水) [REDACTED]工場 出張動作: [REDACTED] 安全衛生パトロール パトロール内容は: [REDACTED] 健診項目: 予定 (会社記入) 実績 (本人記入) 行きの移動手段: [REDACTED] 工場を 15 時バスで出て、直進 JR 新杉田駅から出張先/宿泊先までの手段を詳細に記載してください。 ※新幹線、飛行機での隣の座席に誰か座ったか: [REDACTED] 宿泊先の状況: [REDACTED] 工場内のゲストハウスに宿泊 ゲストハウスに宿泊 シングルルーム利用 食事利用あり 夕食は共食を個室で喫食 朝食のみ食堂利用 (1名のみ) 部屋のバスを使用 出張先での行動記録: ※既存の行動記録表に記載してください ※マスクをしていない方との密接な接触は必ず記載してください 帰りの移動手段: [REDACTED] 運賃を避けた時間で、新杉田乗車 JR 新杉田駅～川崎～立川へ移動 ※出張先/宿泊先から自宅までの手段を詳細に記載してください 立川駅由モノレールの上北台にて降車。自宅まで徒歩する JR 新杉田駅～川崎～立川へ移動 上北台から自宅までは徒歩 (マスクをしていない人はなし) ※電車内では人との距離を取り乗車した ※新幹線、飛行機での隣の座席に誰か座ったか: [REDACTED] 懇意な事項: 列車乗車時の座席の具合が快適としなかった 列車内の距離はなかった 出張時の感染予防対策 ✓ 空港や駅の待合室では、同居であってもできるだけ 2m の距離を保ち、会話を控えること ✓ 手洗いの時は石鹼を使って 30 秒以上ていねいに洗うこと ✓ 外出時はマスクを正しく着用すること (口、鼻がきちんと覆われる状態) ✓ 種類をしっかりとすること。バランスを考えた食事をすることで免疫力を落とさないこと 新幹線や飛行機は定期的に換気されています。自分にできることを 1 つずつやっていきましょう。</p>	<p>出張時の感染予防について職場のルールを作成するとともに、「出張時の安心・安全確認シート」により、出張時の対策の取組状況を確認することとした。</p>	<p>株式会社 IHI 航空・宇宙・防衛事業領域 瑞穂工場（製造業）</p>
6-2	顔認証システムによる作業員のマスク着用及び体温の確認の実施	 <p>体温が37.5℃を超えてる場合には、担当JV職員及び協力会社職員に瞬時にメールが入り、別途体温計にて再計測を実施し、現場への入場を再判断する。</p> <p>AI顔認証装置設置状況 当現場の管理仕様 管理サーバー画面(ある日の例) 体温検知 マスク検知 労務管理 管理サーバー連携 体温カタログ登録 LAN 「マスクを着用していない」「体温が37.5℃を超えてる」 監理担当者へメール送信</p>	<p>現場の入口に顔認証機能付きの体温測定器を設置し、事前に顔登録された作業員が入場する際にマスクの着用及び体温の確認を実施。</p>	<p>大林・西松・戸田・佐藤・錢高特定建設工事共同企業体 東京外かく環状道路本線トンネル（北行）東名北工事（建設業）</p>

6-3	研修参加者への問診票による体調確認の実施	<p>新型コロナウイルス感染拡大防止のための問診票 令和3年2月17日提出 氏名 年齢 所属事業場名 駐急連絡先(電話番号)</p> <p>以下の質問項目にお答えください。(該当する□にチェックをしてください。)</p> <p>1 体調について (1) 体調は如何ですか。 <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 不良 (①具体的症状: <input type="checkbox"/> 発熱 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 呕吐・嘔吐 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 咳き気 <input type="checkbox"/> 痛痛 <input type="checkbox"/> その他() ②症状はいつからですか。_____ 前から</p> <p>(2) 研修日までの2週間以内(2月3日～2月17日)に発熱や感冒症状で受診・服薬はありますか。 <input type="checkbox"/> ない。 <input type="checkbox"/> ある。</p> <p>(3) 体温について。 今朝の体温は、37.5℃以下かどうか。(今朝の体温: _____ ℃) <input type="checkbox"/> 以下 <input type="checkbox"/> 超えている。 受付時の体温(受付時に測定します) _____ ℃</p> <p>2 家庭内や職場等で感染者、濃厚接触者又は発熱者はいますか。 <input type="checkbox"/> いない。 <input type="checkbox"/> いる。(□感染者 □濃厚接触者 □発熱者)</p> <p>3 研修日までの2週間以内(2月3日～2月17日)に県外(特に緊急事態宣言対象地域(都府県))の移動歴はありますか。 <input type="checkbox"/> ない。 <input type="checkbox"/> ある。</p> <p>4 研修日までの2週間以内(2月3日～2月17日)に県外(特に緊急事態宣言対象地域(都府県))の来訪者との(濃厚)接触はありますか。 <input type="checkbox"/> ない。 <input type="checkbox"/> ある。</p>	研修会の開催当日、参加者に問診票の提出を求め、参加者の安全、安心な環境作りに取り組む。	山口県建設業協会 周南支部(その他の事業)
6-4	保健所等の連絡先の掲示による労働者への周知		労働者に対して、保健所等の連絡先を周知することで、陽性者等が発生した場合の迅速な対応を促進。	佐藤・池原建設工事共同企業体 東電原町作業所(原町発電所新導水路建設ならびに関連除却工事)(建設業)

6-5	ピクトグラムを用いた感染防止対策の取組の周知		ピクトグラムを用いて感染拡大防止対策の周知を行うことで、外国人労働者にも取組が伝わるようにしている。	近藤建設株式会社 一般国道228号上ノ国町寅の沢災害防除外一連工事（建設業）
6-6	職場で罹患者が発生した際の保健所対応フローの作成		職場において新型コロナウイルス感染症罹患者が発生した際の保健所対応フローを作成することで、労働者が迅速な対応をとれるように周知している。	竹中工務店（仮称）姫路市文化コンベンションセンター等新築工事作業所（建設業）

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日（令和3年5月7日変更）
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(3) まん延防止

4) 職場への出勤等

- ① 政府及び特定都道府県は、事業者に対して、以下の取組を行うよう働きかけを行うものとする。
- ・ 職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すこと。
 - ・ 20時以降の不要不急の外出自粛を徹底することを踏まえ、事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制すること。
 - ・ 職場に出勤する場合でも、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を強力に推進すること。
 - ・ 職場においては、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、社員寮等の集団生活の場での対策等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。
 - ・ 高齢者や基礎疾患有する者など重症化リスクのある労働者及び妊娠している労働者や同居家族にそうした者がいる労働者については、本人の申出等を踏まえ、テレワークや時差出勤等の感染予防のための就業上の配慮を行うこと。

- ・ 別添に例示する国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者及びこれらの業務を支援する事業者においては、「三つの密」を避けるために必要な対策を含め、十分な感染防止策を講じつつ、事業の特性を踏まえ、業務を継続すること。
- ② 政府及び地方公共団体は、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を自ら進めるとともに、事業者に対して必要な支援等を行う。
- ③ 政府は、上記①に示された感染防止のための取組等を働きかけるため、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらえ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促す。また、遵守している事業者に、対策実施を宣言させるなど、感染防止のための取組が勧奨されるよう促す。さらに、経済団体に対し、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の7割削減の実施状況を各事業者が自ら積極的に公表し、取組を促進するよう要請するとともに、公表された情報の幅広い周知について、関連する事業者と連携して取り組む。

8) 重点措置区域における取組等

- ① 重点措置区域である都道府県においては、「緊急事態宣言解除後の対応」を踏まえるとともに、まん延防止等重点措置が、地域の感染状況に応じて、期間・区域、業態を絞った措置を機動的に実施できる仕組みであり、発生の動向等を踏まえた集中的な対策により、地域的に感染を抑え込み、都道府県全域への感染拡大、更には全国的かつ急速なまん延を防ぐ趣旨で創設されたものであることを踏まえ、感染リスクが高く感染拡大の主な起点となっている場面に効果的な対策を徹底するため、後述9)に掲げる基本的な感染防止策等に加え、以下の取組を行うものとする。

(略)

9) 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県における取組等

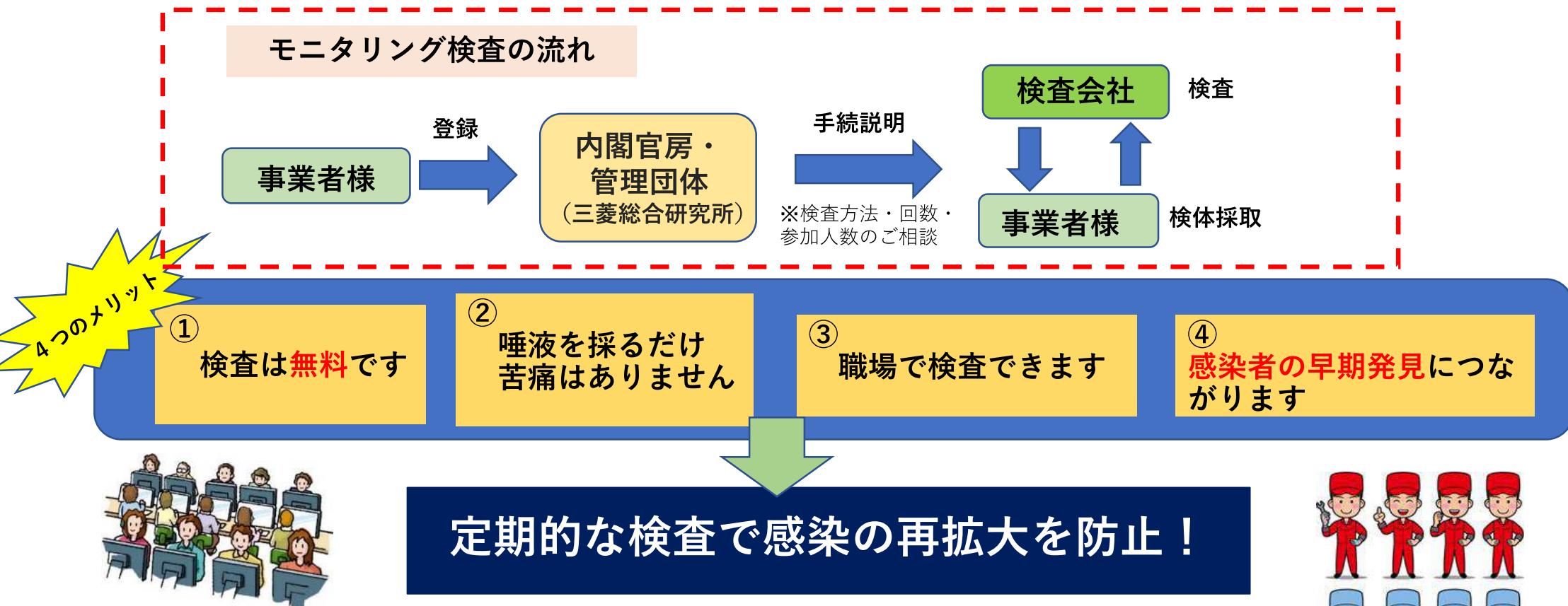
(職場への出勤等)

- ・ 事業者に対して、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を働きかけること。
- ・ 事業者に対して、職場における、感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、咳エチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状が見られる従業員の出勤自粛、出張による従業員の移動を減らすためのテレビ会議の活用、社員寮等の集団生活の場での対策等）や「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を避ける行動を徹底するよう、実践例も活用しながら促すこと。特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。さらに、職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を実践するよう働きかけること。その際には、特に留意すべき事項を提示し、事業場への訪問など事業者と接する機会等をとらえ、事業者自らが当該事項の遵守状況を確認するよう促すこと。また、遵守している事業者には対策実施を宣言させる等、感染防止のための取組を強く勧奨すること。

12) クラスター対策の強化

- ・ 「三つの密」等濃厚接触が生じやすい環境にある職場でクラスターが発生した場合には、幅広く検査を実施する。また、あらかじめ、事業者に対し、職場でのクラスター対策の徹底を呼びかけるとともに、上記の検査について労働者への受検勧奨の実施等を促すこと。

新型コロナウイルス感染症 モニタリング検査（PCR検査） モニター募集中



↓↓↓モニターのご登録はこちらからぜひ宜しくお願いします↓↓↓

管理団体（三菱総合研究所）からオンライン説明会の連絡をさせていただきます。

corona.go.jp/monitoring/form-group/

または、「モニタリング検査 事業所登録」で検索

※当面は随時募集いたします



<お問合せ先>
株式会社三菱総合研究所
メール：
proactive_test@ml.mri.co.jp

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

- 1 このチェックリストは、職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するための基本的な対策の実施状況について確認いただくことを目的としています。
 - 2 項目の中には、業種、業態、職種等によっては対応できないものがあるかもしれません。ですので、すべての項目が「はい」にならないからといって、対策が不十分ということではありませんが、可能な項目から工夫しましょう。職場の実態を確認し、全員（事業者と労働者）がすぐにできることを確実に実施いただくことが大切です。
 - 3 確認した結果は、衛生委員会等に報告し、対策が不十分な点があれば調査審議いただき、改善に繋げてください。また、その結果について全ての労働者が確認できるようにしてください。
衛生委員会等が設置されていない事業場においては、事業者による自主点検用に用いて下さい。
- ※ 都道府県労働局、労働基準監督署に報告いただく必要はありません。

項 目	確認
1 感染予防のための体制	
・事業場のトップが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に積極的に取り組むことを表明し、労働者に対して感染予防を推進することの重要性を伝えている。	はい・いいえ
・事業場の感染症予防の責任者及び担当者を任命している。(衛生管理者、衛生推進者など)	はい・いいえ
・会社の取組やルールについて、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・労働者が感染予防の行動を取るように指導することを、管理監督者に教育している。	はい・いいえ
・安全衛生委員会、衛生委員会等の労使が集まる場において、新型コロナウイルス感染症の拡大防止をテーマとして取り上げ、事業場の実態を踏まえた、実現可能な対策を議論している。	はい・いいえ
・職場以外でも労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行っている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)を周知し、インストールを労働者に勧奨している。	はい・いいえ
2 感染防止のための基本的な対策	
(1)事業場において特に留意すべき事項である「取組の5つのポイント」	
・「取組の5つのポイント」の実施状況を確認し、職場での対応を検討の上、実施している。	はい・いいえ
(2)感染防止のための3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い	
・人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを求めている。	はい・いいえ
・会話をする際は、可能な限り真正面を避けることを求めている。	はい・いいえ
・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクの着用を求めている。 ※熱中症のリスクがある場合には、6についても確認してください。	はい・いいえ
・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うことを求めている(手指消毒薬の使用も可)。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

項目	目	確認
(3)三つの密の回避等の徹底		
・三つの密(密集、密接、密閉)を回避する行動について全員に周知し、職場以外も含めて回避の徹底を求めている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(4)日常的な健康状態の確認		
・出勤前に体温を確認するよう全員に周知し、徹底を求めている。		はい・いいえ
・出社時等に、全員の日々の体調(発熱やだるさを含む風邪症状の有無、味覚や嗅覚の異常の有無等)を確認している。		はい・いいえ
・体調不良時には正直に申告しやすい雰囲気を醸成し、体調不良の訴えがあれば勤務させないこと、正直に申告し休むことで不利益な扱いにしないことを、職場で確認している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(5)一般的な健康確保措置		
・長時間の時間外労働を避けるなど、疲労が蓄積しないように配慮している。		はい・いいえ
・十分な栄養摂取と睡眠の確保について全員に周知し、意識するよう求めている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(6)「新しい生活様式」の実践例で示された「働き方の新しいスタイル」の取組状況について		
・「テレワークやローテーション勤務」を取り入れている。		はい・いいえ
・「時差通勤でゆったりと」を取り入れている。		はい・いいえ
・オフィスの人口密度を減らした「オフィスはひろびろと」を取り入れている。		はい・いいえ
・「会議はオンライン」を取り入れている。		はい・いいえ
・「名刺交換はオンライン」を取り入れている。		はい・いいえ
・「対面での打合せは換気とマスク」を取り入れている。		はい・いいえ
(7)新型コロナウイルス感染症に対する情報の収集		
・国、地方自治体や一般社団法人日本渡航医学会や公益社団法人日本産業衛生学会等の公益性の高い学術学会等のホームページ等を通じて最新の情報を収集している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
3 感染防止のための具体的な対策		
(1)基本的な対策		
・①換気の悪い密閉空間、②多くの人が密集、③近距離での会話や発声の「3つの密」を同時に満たす行事等を行わないようにしている。		はい・いいえ
・上記「3つの密」が重ならなくても、リスクを低減させるため、出来る限り「ゼロ密」を目指している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(2)換気の悪い密閉空間の改善		
・季節に応じて、リーフレット「『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「熱中症予防に留意した『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」、「冬場における『換気の悪い密閉空間』を改善するための換気の方法」を参考し、適切に換気を行っている。		はい・いいえ
・電車等の公共交通機関の利用に際し、窓開けに協力するよう全員に周知している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ

項目	確認
(3)多くの人が密集する場所の改善	
・業態に応じて可能な範囲で出勤を抑制するように努めている。	はい・いいえ
・電車やバス等での他人との密着を防ぐため、時差通勤、自転車通勤、自家用車通勤などの活用を図っている。	はい・いいえ
・テレビ会議やWeb会議の活用等により、人が集まる形での会議等をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・対面での会議やミーティング等を行う場合は、マスクの着用を原則とし、人と人の間隔をできるだけ2m(最低1m)空、可能な限り真正面を避けるようにしている。	はい・いいえ
・接客業等において、人と人が近距離で対面することが避けられない場所は、労働者にマスクを着用させ、人と人の間にアクリル板、不燃性透明ビニールカーテンなどで遮蔽するようにしている。	はい・いいえ
・職場外(バスの移動等)でもマスクの着用や、換気、人との間隔を取る等、三つの密を回避するよう努めることとしている。	はい・いいえ
・寄宿舎や社員寮等の労働者が集団で生活する場でも、三つの密(密集、密接、密閉)の回避をはじめとする基本的な感染防止対策を実施するよう、労働者に周知啓発を行っている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(4)接触感染の防止について	
・物品・機器等(例:電話、パソコン、デスク等)や治具・工具などについては、複数人での共用ができる限り回避している。共用する場合には使用前後での手洗いや手指消毒を徹底している。	はい・いいえ
・自由に着席場所を選んで仕事を行うフリーアドレスを導入する場合には、使用前後での消毒、充分な座席間隔の確保、利用状況の記録等を実施することとしている。	はい・いいえ
・事業所内で複数の労働者が触れることがある物品、機器、治具・工具等について、こまめにアルコール(容量%で60%以上)や界面活性剤や次亜塩素酸ナトリウム0.05%水溶液による清拭消毒を実施することとしている。 ※人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧して使用することは、眼、皮膚への付着や吸入による健康影響のおそれがあることから推奨されていません。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(5)近距離での会話や発声の抑制	
・職場では、同僚を含む他人と会話する際には、大きな声を出さずに距離をなるべく保持するようにしている。	はい・いいえ
・外来者、顧客、取引先との対面での接触や近距離での会話をなるべく避けるようにしている。	はい・いいえ
・どうしてもマスクなしで1m以内で会話する必要がある場合は、15分以内に留めるようにしている。	はい・いいえ
・粉じんや化学物質など、呼吸用保護マスクを装着する必要がある作業では、声で合図連絡する場合にはマスクを外さないように周知している。拡声器使用や伝声板付きのマスク採用が望ましい。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(6)共用トイレの清掃等について	
・不特定多数が接触する場所は、清拭消毒を行うこととしている。	はい・いいえ
・トイレの床や壁は次亜塩素酸ナトリウム0.1%水溶液で手袋を用いて清拭消毒する。	はい・いいえ
・トイレの蓋を閉めて汚物を流すように表示している。(便器内は通常の清掃でよい)	はい・いいえ
・ペーパータオルを設置するか、個人ごとにタオルを準備する。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ

項目	確認
(7)休憩スペース等の利用について	
・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにしている。	はい・いいえ
・休憩スペースは常時換気することに努めている。	はい・いいえ
・休憩スペースの共有する物品(テーブル、いす、自販機ボタン等)は、定期的に消毒をしている。	はい・いいえ
・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせている。	はい・いいえ
・社員食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限している、マスクを外したままの談笑を控えるよう注意喚起している、昼休み等の休憩時間に幅を持たせている、などの工夫をしている。	はい・いいえ
・社員食堂では感染防止のため、トングやポットなどの共用を避けている。	はい・いいえ
・喫煙所では同時に利用する人数に制限を設け、手指消毒後に十分乾いてから喫煙するよう指導し、会話をせず喫煙後は速やかに立ち退くことを、利用者に周知し、徹底している。	はい・いいえ
・その他の共有の施設について、密閉、密集、密接とならないよう利用方法について検討している。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
(8)ゴミの廃棄について	
・鼻水、唾液などが付いたゴミ(飲用後の紙コップ、ビン、缶、ペットボトルなどを含む)は、ビニール袋に入れて密閉して廃棄することとしている。	はい・いいえ
・ゴミを回収する人は、マスク、手袋、保護メガネを着用することとし、作業後は必ず石けんと流水で手洗いをすることとしている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
4 配慮が必要な労働者への対応等	
・風邪症状等が出た場合は、「出勤しない・させない」の徹底と、かかりつけ医等の地域で身近な医療機関への電話相談を求めている。	はい・いいえ
・高齢者や基礎疾患(糖尿病、心不全、慢性呼吸器疾患、慢性腎臓病、高血圧症、がんなど)を有する者などの重症化リスク因子を持つ労働者及び妊娠している労働者や同居家族(同居者)にそうした者がある労働者については、本人の申出及び産業医等の意見を踏まえ、感染予防のための就業上の配慮(テレワークや時差出勤等)を行っている。	はい・いいえ
・特に妊娠中の女性労働者が、医師又は助産師からの指導内容について「母健連絡カード」等で申し出た場合、産業医等の意見も勘案の上、作業の制限または出勤の制限(在宅勤務又は休業をいう。)の措置を行っている。	はい・いいえ
・テレワークを行う場合は、業務とプライベートの切り分けに留意し、上司や同僚とのコミュニケーション方法を検討し、在宅勤務の特性も理解したうえで、運動不足や睡眠リズムの乱れやメンタルヘルスの問題が顕在化しやすいことを念頭において就業させている。	はい・いいえ
・その他()	はい・いいえ
5 新型コロナウイルスの陽性者や濃厚接触者(以下「陽性者等」)が出た場合等の対応	
(1)陽性者等に対する不利益取扱い、差別禁止の明確化	
・新型コロナウイルスの陽性者等であると判明しても、解雇その他の不利益な取扱いを受けないこと及び差別的な取扱いを禁止することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
(2)陽性者等が出た場合の対応	
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性であると判明した第三者との濃厚接触があり、保健所から自宅待機等の措置を要請された場合は、速やかに事業場に電話、メール等により連絡することを全員に周知し、徹底を求めている。	はい・いいえ

項目	目	確認
・新型コロナウイルスに陽性であるとの報告を受け付ける事業場内の部署(担当者)を決め、全員に周知している。また、こうした情報を取り扱う部署(担当者)の取り扱い範囲とプライバシー保護のルールを決め、全員に周知している。		はい・いいえ
・新型コロナウイルスに陽性である者と濃厚接触した者が職場内にいた場合にどのような対応をするかルール化し、全員に周知している。		はい・いいえ
・職場の消毒等が必要になった場合の対応について事前に検討を行っている。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
(3) その他の対応		
・濃厚接触者への対応等、必要な相談を受け付けてくれる「保健所」、「帰国者・接触者相談センター」等を確認してある。		はい・いいえ
・事業場内の診療・保健施設で体調不良者を受け入れる場合は、事業場内での感染拡大の原因となる可能性があることに留意し、医療従事者は標準予防策を遵守し、適切な感染予防体制(受診者のマスク着用、待合や動線を分ける、受診者が一定の距離を保てるよう配慮するなど)を実行している。		はい・いいえ
・その他()		はい・いいえ
6 熱中症の予防(※暑熱作業があるなど熱中症のリスクがある場合に確認してください。)		
・身体からの発熱を極力抑えるため、作業の身体負荷を減らすとともに、休憩を多くとることの重要性を周知している。		はい・いいえ
・のどの渴きを感じなくても、労働者に水分・塩分を摂取するよう周知し、徹底を求めている。 ※マスクで口が覆われることにより、のどの渴きを感じにくくなることがあります。		はい・いいえ
・屋外で人と十分な距離(少なくとも2m以上)が確保できる場合で、大声を出す必要がないときには、マスクをはずすよう周知している。		はい・いいえ

※ ご不明な点がございましたら、お近くの労働局又は労働基準監督署の安全衛生主務課にお問い合わせください。

R3.5.10版

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における集団感染事例

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る職場における感染防止措置の取組の参考となるよう、職場における集団感染が発生したと考えられる事例を紹介します。

なお、同感染症の職場における対策については、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用し、職場の状況を確認した上で、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策の検討をお願いいたします。

各事例の（対応について）については、チェックリストの対応する項目を示しております、1（1）1項のように示しております。

事例1) 事業場（執務室）

多数の労働者が勤務する執務室内で集団感染が発生したもの。

（集団感染が発生した原因として考えられるもの）

- ・執務室内で作業する労働者の半数がマスクをしていなかった。
- ・席配置について、他の労働者と密接する環境であった。
- ・換気が不十分であった。
- ・複数人で物品・機器等を共有する場合において、消毒を実施していなかった。

（対策について）

- ・普段からマスク装着や咳エチケット（咳や発声の際には袖やハンカチ等で口を覆う）を労働者に周知し、徹底すること。
→チェックリスト対応項目1 6項

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けることとし、席配置を見直すこと。
→チェックリスト対応項目2 (2) 1項

- ・適切に換気を行うこと。
→チェックリスト対応項目3 (2) 1項

- ・物品・機器等（例：電話、パソコン、デスク等）については、複数人での共用をできる限り回避し、共用する場合には使用前後の手洗いや手指消毒を徹底すること。また可能であれば共用物品は使用後に消毒すること。
→チェックリスト対応項目3 (4) 1項

事例 2) 事業場（休憩スペースや社員食堂等）

多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室も複数の労働者が同時に利用したことから、集団感染が発生したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

- ・多くの労働者が休憩を同時に取得し、休憩スペースや更衣室および食堂で密集した状況となっていた。
- ・更衣室において、複数の労働者がロッカーを共同で利用する場合に、消毒を実施していなかった。
- ・食堂において、飛沫感染の防止措置を取らず、労働者が対面で会話をしながら食事をしていた。

(対策について)

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話を控え、長居しないようにすること。
→チェックリスト対応項目3（7）1項
- ・休憩スペースはこまめに換気し、可能であれば常時換気すること。
→チェックリスト対応項目3（7）2項
- ・休憩スペースの共有する物品（テーブル、いす、自販機ボタン等）は、定期的に消毒をすること。
→チェックリスト対応項目3（7）3項
- ・休憩スペースへの入退室の前後に手洗い又は手指の消毒をさせること。
→チェックリスト対応項目3（7）4項
- ・食堂での感染防止のため、座席数を減らす、座る位置を制限する、会話をしないよう要請する、昼休み等の休憩時間に幅を持たせる、などの工夫をすること。
→チェックリスト対応項目3（7）5項

事例 3) 事業場外（外勤時や移動時）

研修など宿泊を伴う業務において、行動を共にしていた労働者が発症。また複数の労働者が、車両にて移動したことから同乗した複数の労働者にも感染が拡大したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

- ・集団での活動や生活する場で密集していたことから感染した。
- ・車内では、密接した配席であり、換気も不十分であった。

(対策について)

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空けること。
→チェックリスト対応項目2（2）1項

- ・外出時、屋内にいるときや会話をするときに、症状がなくてもマスクを着用すること。
※なお、熱中症のリスクがある場合には、チェックリスト6について確認してください。
→チェックリスト対応項目2（2）3項
- ・適切に換気を行うこと。
→チェックリスト対応項目3（2）1項
2（6）6項、3（1）1項
- ・外出から戻ったら手洗いを行うこと、手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗うこと（手指消毒薬の使用も可）。
→チェックリスト対応項目2（2）4項
- ・日常生活用品の複数人での共用は避けること。
→チェックリスト対応項目3（6）4項（7）6項
- ・車両で移動する際にも人との間隔を空け、マスクを着用し、換気を行うこと。
→チェックリスト対応項目3（3）6項

事例4）事業場外（勤務時間外等）

職場で開催された就業時間後の飲み会を端緒に集団感染が発生したもの。

(集団感染が発生した原因として考えられるもの)

- ・飲み会の場では密集した状況であり、換気も不十分であった。
- ・近い距離で比較的大きな声で談笑していた。
- ・職場以外でも感染防止が必要なことが十分周知できていなかった。

(対策について)

- ・職場以外においても、労働者が感染予防の行動を取るよう感染リスクが高まる「5つの場面」や「新しい生活様式」の実践例について、労働者全員に周知を行うこと。

→チェックリスト対応項目1 6項

事務連絡
令和3年4月23日

各 $\left\{ \begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{保健所設置市} \\ \text{特別区} \end{array} \right\}$ 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

濃厚接触が生じやすい職場におけるクラスター発生時の検査について

今般、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）が変更され、「三つの密」等濃厚接触が生じやすい環境にある職場でクラスターが発生した場合には、「幅広く検査を実施すること」とされましたところです。

つきましては、感染拡大を防止する観点から、いわゆる「三つの密（密閉、密集、密着）」となりやすい環境や、集団活動を行うなど濃厚接触が生じやすい環境にある職場におけるクラスター発生時の検査については、濃厚接触者に限らず、幅広い接触者を対象に検査を行っていただくようお願いいたします。

ただし、検査対象者のうち、保健所が濃厚接触者と判断した者以外は、14日間の健康観察の対象外であり、引き続き従事可能であります。

なお、地域の感染拡大等により、保健所の業務が、自宅及び宿泊療養者の健康管理等優先的に取り組むべき業務で逼迫している場合には、業務の優先順位を判断した上で適切に行ってください。

1. 幅広い接触者の考え方について

濃厚接触が生じやすい環境にある職場におけるクラスター発生時の検査の対象者については、次のような者を含めることを検討してください。

（対象となりうる者）

- ・ 感染者からの物理的な距離が近い（部屋が同一、座席が近いなど）者、物理的な距離が離れていても接触頻度が高い者
- ・ 寮などで感染者と寝食や洗面浴室などの場を共有する生活を送っている者
- ・ 換気が不十分、三つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分などの環境で感染者と接触した者 など

2. 効率的な検査の実施について

職場でクラスターが発生し、保健所が当該職場の従業員を対象とした検査を行う場合に、上記1の検査対象範囲の決定を事業所の管理者の協力を得て行う（例えば、あらかじめ保健所が検査対象範囲の考え方を示した上で、事業所の管理者がそれに基づいて検査候補者を決定し、その名簿を作成する）など、必要に応じ、効率的な方法で検査を実施して差し支えありません。

また、検査から受検者への結果通知等までを民間機関に委託する方法（例えば、民間検査機関に対して、施設からのPCR検査の申込の受付、だ液採取キットの配布及び回収、検査分析の実施並びに検査結果の通知を委託し、陽性の結果が出た場合には、あらかじめ民間検査機関と連携した医療機関の医師の診察及び保健所への発生届の提出まで円滑に行う）を採用しても差し支えありません。